

○京丹波町の環境保全等に関する条例施行規則

平成17年10月11日

規則第71号

(趣旨)

第1条 この規則は、京丹波町の環境保全等に関する条例（平成17年京丹波町条例第132号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

第2条 条例第8条第2項第1号の規則で定める事業とは、京丹波町内で行う公共事業及び公共的事業をいう。

(許可の申請)

第3条 条例第8条第1項の規定による許可の申請は、事業許可申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 開発事業の添付書類

ア 位置図

イ 施行区域及び周辺の公図（写し）

ウ 事業者及び事業区域の登記簿謄本

エ 借地の場合は、その契約書の写し及び同意書

オ 実測図

カ 事業計画図（平面図、縦横断図及び構造図）

キ 排水計画図

ク 計算書

ケ 法令等に基づく許認可証（写し）

コ 地域関係住民の同意書又は協定書

サ その他必要書類

(2) 土砂等による土地の埋立て行為の添付書類

ア 位置図及び土砂等の搬入経路図

イ 施行区域及び周辺の公図（写し）

ウ 事業区域の土地登記簿謄本

エ 借地の場合は、その契約書の写し及び同意書

オ 事業計画図（平面図、縦横断図及び構造図）

カ 排水計画図

キ 地域関係住民の同意書又は協定書

ク 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（許可の通知）

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業の可否を決定し、その旨を事業許可（申請却下）書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（事業開始届）

第5条 事業主等は、事業を開始しようとするときは、その7日前までに事業開始届出書（様式第3号）により町長に届け出なければならない。

（技術上の基準）

第6条 条例第9条第1項に規定する技術上の基準は、次の各号の基準に適合しているものとする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条の規定による開発許可の基準

(2) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定による開発許可の基準及び林地開発許可制度取扱要領の運用基準

(3) 京都府の技術的指導基準

(変更の許可等)

第7条 条例第10条第1項の規定による許可の申請は、事業変更許可申請書（様式第4号）により町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、事業の可否を決定し、その旨を事業変更許可（申請却下）書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

(氏名等の変更の届出)

第8条 条例第11条の規定による届出は、事業主等変更届出書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(許可の承継)

第9条 条例第12条第3項の規定による届出は、事業承継届出書（様式第7号）により町長に提出しなければならない。

(停止命令等)

第10条 条例第13条の規定による命令は、事業停止命令書（様式第8号）により行うものとする。

(改善勧告)

第11条 条例第14条の規定による勧告は、事業改善勧告書（様式第9号）により行うものとする。

(改善命令)

第12条 条例第15条の規定による命令は、事業改善命令書（様式第10号）により行うものとする。

(許可の取消の通知)

第13条 条例第16条の規定による通知は、事業許可取消通知書（様式第11号）により行うものとする。

(事業の完了報告)

第 14 条 条例第 19 条の規定による報告は、事業完了報告書（様式第 12 号）により町長に提出しなければならない。

（事業の廃止届出）

第 15 条 条例第 20 条の規定による届出は、事業廃止届出書（様式第 13 号）により町長に提出しなければならない。

（標識）

第 16 条 条例第 22 条に規定する標識は、事業表示板及び危険防止表示板（様式第 14 号）とする。

（立入検査員証）

第 17 条 条例第 23 条第 2 項に規定する証明書は、京丹波町職員服務規程（平成 17 年京丹波町訓令第 20 号）第 8 条に規定する身分証明書とする。

（公表の方法）

第 18 条 条例第 24 条に規定する公表は、広報紙への掲載その他の方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

京丹波町長 様

事業主 住所

氏名

電話

事業施行者 住所

氏名

電話

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

事業許可申請書

京丹波町の環境保全等に関する条例第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の種類(条例第4条第1項第2号に規定する行為)

(1) 開発事業

(2) 土砂等による土地の埋立て行為

※事業行為の内容により、上記(1)(2)のいずれかに○印を付すこと。

別紙【開発事業】

1 事業計画

- (1) 事業名 _____
- (2) 事業の目的 _____
- (3) 事業区域の所在地及び土地の所有者

土 地 の 表 示		地 目		土地所有者の氏名	実 測 面 積 (㎡)
所 在	地 番	登 記	現 況		
合 計		筆			

- (4) 用地の権利関係
- (5) 整備計画
- ア 目的物(建築物等)の概要
- イ その他
- (6) 資金計画
- (7) 予定工期及び営業等開始時期

工 期	年 月 日から 年 月 日まで
営業等開始時期	年 月

- (8) 自然環境の保全
- (9) 保安林などの保全
- (10) 文化財の保全
- (11) 災害防止対策
- (12) 交通安全対策
- (13) 土地利用計画
- (14) 汚水処理計画
- (15) 防災計画
- (16) その他

(注) 必要に応じて別紙を用いること。

別紙【土砂等による土地の埋立て行為】

1 事業名 _____

2 事業の目的 _____

3 事業区域の所在地及び土地の所有者

土地の表示		地目		面積(㎡)	土地所有者の氏名
所在	地番	登記	現況		
合 計		筆			

4 事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 事業計画等

土砂等の主な発生場所	
土の性状等	
一日の作業時間	時から 時まで
現場管理者の住所、氏名及び連絡先	住 所
	氏名
	電話
作業機械の種類及び台数	
跡地利用計画	

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

京丹波町長

事業許可(申請却下)書

年 月 日付けの事業許可申請について、下記のとおり許可(申請却下)します。

記

- 1 事業名
- 2 事業区域の所在地
- 3 許可条件(申請却下理由)

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

京丹波町長 様

事業主 住所
氏名
電話
事業施行者 住所
氏名
電話

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

事業開始届出書

年 月 日付け 第 号で許可のあった事業について、事業を開始しますので、京丹波町の環境保全等に関する条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

事業名	
事業区域の所在地	
事業開始年月日	年 月 日
事業完了年月日	年 月 日

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

京丹波町長 様

事業主 住所
氏名
電話
事業施行者 住所
氏名
電話

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

事業変更許可申請書

年 月 日付け 第 号で許可のあった事業について、京丹波の環境保全等に関する条例第10条第1項の規定により変更の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

事業名	
事業区域の所在地	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更の理由	

(注) 変更しようとする事項について、変更の前後が対照できる書類その他必要な書類を添付すること。

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

京丹波町長

事業変更許可(申請却下)書

年 月 日付けの事業変更許可申請について、下記のとおり許可(申請却下)します。

記

- 1 事業名
- 2 事業区域の所在地
- 3 許可条件(申請却下理由)

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

京丹波町長 様

事業主 住所
氏名
電話
事業施行者 住所
氏名
電話

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

事業氏名等変更届出書

年 月 日付け 第 号で許可のあつた事業について、氏名等
を変更したので、京丹波町の環境保全等に関する条例第11条の規定により、下記のとおり
届け出ます。

記

事業名			
変更しようとする事項 (該当するものを○で囲むこと)	1 事業主	2 事業施行者	
変更の内容 (該当するものを○で囲むこと)	1 氏名	2 名称	3 住所
変更前			
変更後			
変更の理由			
変更年月日	年 月 日		

(注) 変更の事実を証する書類を添付すること。

様式第7号(第9条関係)

年 月 日

京丹波町長 様

事業主 住所
氏名
電話
事業施行者 住所
氏名
電話

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

事業承継届出書

年 月 日付け 第 号で許可のあつた事業を承継したので、
京丹波町の環境保全等に関する条例第12条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

事業名		
変更しようとする事項 (該当するものを○で囲むこと)		1 事業主 2 事業施行者
承継人	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
被承継人	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
承継の理由		
承継年月日		年 月 日

様式第8号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

京丹波町長

事業停止命令書

年 月 日付け第 号で許可した事業は、京丹波町の環境保全等に関する条例第13条第1項の規定に違反しているので、直ちに停止し、 年 月 日までに下記の措置を講ずるよう命令する。

記

事業名	
事業区域の所在地	
命令事項	
改善方法	
改善(事業停止)期限	年 月 日まで

様式第9号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

京丹波町長

事業改善勧告書

年 月 日付け第 号で許可した事業は、京丹波町の環境保全等の関
する条例第9条の規定に違反しているので、直ちに改善するよう下記のとおり勧告します。

記

事 業 名	
事 業 区 域 の 所 在 地	
勧 告 理 由	
改 善 方 法	
改 善 計 画 書 提 出 期 限	年 月 日まで
改 善 期 限	年 月 日まで

様式第10号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

京丹波町長

事業改善命令書

年 月 日付け第 号で許可した事業は、年 月 日付
け第 号で改善勧告したところではありますが、いまだに改善が行われていません。
よって、京丹波町の環境保全等に関する条例第15条の規定により、直ちに事業を一時停
止し、改善するよう下記のとおり命令します。

記

事業名	
事業区域の所在地	
改善を命ずる事項	
改善方法	
改善期限	年 月 日まで

様式第11号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

京丹波町長

事業許可取消通知書

年 月 日付け第 号で許可した事業は、京丹波町の環境保全等に関する条例第16条第1項の規定により、下記のとおり許可を取り消したので通知します。
つきましては、年 月 日までに事業区域を現状に回復するよう命令します。

記

事業名	
事業区域の所在地	
取消年月日	年 月 日
取消理由	

様式第12号(第14条関係)

年 月 日

京丹波町長 様

事業主 住所
氏名
電話
事業施行者 住所
氏名
電話

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

事業完了報告書

年 月 日付け 第 号で許可のあつた事業が完了したので、
京丹波町の環境保全等に関する条例第19条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業名	
事業区域の所在地	
事業完了年月日	年 月 日

様式第13号(第15条関係)

年 月 日

京丹波町長 様

事業主 住所
氏名
電話
事業施行者 住所
氏名
電話

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

事業廃止届出書

年 月 日付け 第 号で許可のあつた事業を廃止したので、
京丹波町の環境保全等に関する条例第20条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

事業名	
事業区域の所在地	
事業廃止年月日	年 月 日
廃止後の処置状況	

様式第14号(第16条関係)

1 事業表示板

証		事業内容	
1	事業名		
2	事業区域の所在地		
3	事業区域の面積		
4	事業の実施期間		
5	事業主住所	昼間連絡先	
	氏名	夜間連絡先	
6	現場管理者住所	昼間連絡先	
	氏名	夜間連絡先	

(注) 掲示位置は、事業区域の入り口(地表より100cm以上150cm以内)とする。

2 危険防止表示板

60cm	
あぶないので ちかよらないこと	40cm
又は	60cm
あぶないので ちかよらないこと	

(注) 掲示位置は地表より下端100cm以上150cm以内とし、事業区域の周囲に30m間隔で設置すること。

様式第 1 号（第 3 条関係）

様式第 2 号（第 4 条関係）

様式第 3 号（第 5 条関係）

様式第 4 号（第 7 条関係）

様式第 5 号（第 7 条関係）

様式第 6 号（第 8 条関係）

様式第 7 号（第 9 条関係）

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

様式第 9 号（第 1 1 条関係）

様式第 1 0 号（第 1 2 条関係）

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

様式第 1 2 号（第 1 4 条関係）

様式第 1 3 号（第 1 5 条関係）

様式第 1 4 号（第 1 6 条関係）